

## 立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金交付要綱

令和8年5月29日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける町内の小規模事業者の負担軽減及び生産性向上のため、省エネルギー設備の更新及び省力化システムの導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則（令和7年立山町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 省エネルギー設備 エネルギー使用量の削減に効果がある設備であって、別表に定めるものをいう。
- (3) 省力化システム 業務の効率化又は省力化に効果があるソフトウェアであって、別表に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 店舗、事業所、工場その他事業の用に供する施設（以下「事業所等」という。）を町内に有する小規模事業者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 次条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、立山町の他の補助金の交付を受けていない者又は受ける予定のない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者

- (2) 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者
- (3) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (4) 事業活動に必要な許認可等を取得していない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当であると認める者  
（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業は、町内に所在する事業所等において、別表に定める省エネルギー設備の更新又は省力化システムの導入を行う事業とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) この要綱の施行の日から令和8年12月31日までに補助対象事業を完了するものであること。この場合において、完了の日は、補助対象事業に係る購入、施工等が完了した日又は補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）の支払が完了した日のいずれか遅い日とする。
- (2) 補助対象経費が5万円以上であること。この場合において、補助対象経費は、複数の省エネルギー設備の更新又は省力化システムの導入に係るものを合算することができる。
- (3) 補助対象事業者が有する事業所等に補助対象事業者自らが省エネルギー設備の更新又は省力化システムの導入を行うものでないこと。
- (4) 国、県その他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を控除した後の額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネルギー設備の更新又は省力化システムの導入に着手する前に、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げ

る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる書類（見積書等の写し）
  - (2) 省エネルギー設備又は省力化システムの内容及び性能を確認することができる書類（カタログ、仕様書等）
  - (3) 使用場所の位置図及び配置予定図
  - (4) 更新前の状況が確認できる写真（省エネルギー設備の更新に限る。）
  - (5) 営業実態が確認できる書類（直近の登記事項証明書又は確定申告書の写し等）
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- （交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、1小規模事業者につき1回限りとする。
- （事業内容の変更）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じるときは、直ちに、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減額となる変更
  - (2) 補助目的に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更
- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金変更承認・不承認

通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、事業完了の日の翌日から起算して1月を経過する日又は令和9年1月15日のいずれか早い日までに、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を確認できる書類（領収書等の写し）
- (2) 省エネルギー設備又は省力化システムの内容及び補助対象経費の内訳を確認できる書類（工事内訳明細書、契約書、保証書、仕様書等の写し）
- (3) 更新又は導入後の状況を確認できる写真その他の書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合にあっては、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告し、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定する場合にあっては、当該税額の確定後、速やかに、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第6号）を提出することにより町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条第1項の規定による報告があったときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定し、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の通知を受けた交付決定者は、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金請求書（様式第8号）により、町長に補助金を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、当該補助事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第9条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) この要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還命令は、立山町小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

種別		補助対象要件	補助対象経費
省エネルギー設備		<p>(1) 既存設備から更新するものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p> <p>(3) 設備の販売又は施工を行う者が、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人であること。</p>	設備の購入、運搬、設置工事及び既設設備の廃棄に要する経費
業務用	高効率空調 業務用給湯器 冷凍冷蔵設備	資源エネルギー庁が実施する令和7年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において、ユーティリティ設備として登録及び公表されている設備であること。	
家庭用	エアコン	統一省エネラベル2つ星以上であり、かつ、省エネ基準達成率（目標年度2027）が100%以上であること。	
	エコキュート	(1) 日本産業規格 JIS C 9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。ただし、タンク容量550リットル以上のものにあつては2.8以上、寒冷地仕様のものにあつては2.7以上	

		とする。 (2) 省エネ基準達成率 (目標年度2025)が100% 以上であること。	
	エコジョーズ エコフィール	(1) 熱効率が94%以上で あること。 (2) 省エネ基準達成率 (目標年度2025)が100% 以上であること。	
	ハイブリッド 給湯器	ヒートポンプ及びエコジョ ーズを組み合わせたもので あること。	
	LED 照明器具	省エネ基準達成率 (目標年 度2020)が100%以上である こと。	
	LED 電球	省エネ基準達成率 (目標年 度2027)が100%以上である こと。	
省力化シ ステム	ソフトウェア	中小企業庁が実施する令和 7年度補正予算「デジタル 化・AI 導入補助金」におい て、IT ツールとして登録及 び公表されているソフトウ ェアであって、新たに導入 するもの (更新に係るもの を除く。) であること。	ソフトウェアの 購入に要する経 費 (月額使用料、 導入設定費、保 守料等を除く。)